資料２

「民間雇用仲介事業」関係資料

平成２６年１２月４日

厚生労働省　職業安定局
派遣･有期労働対策部　需給調整事業課

「民間雇用仲介事業」についての考え方

「民間雇用仲介事業」に対する厚生労働省の認識

○ 有料職業紹介事業を含む「民間雇用仲介事業」は、労働市場のマッチング促進の観点で非常に重要なプレーヤーであり、労働者の保護を図りつつ、その機能の強化が図られることが期待される

○ 「民間雇用仲介事業」を育成するためには、規制の在り方も時代に応じて見直していくことが必要

近年の動き

- 多様な人材ビジネスの登場
- グローバル化
- IT化

今後の施策を進めるにあたっての考え方

○ 見直しにあたっては、以下の視点を踏まえることが重要

① 求職者の保護

② 求人者と求職者の利便性の向上

③ 労働市場におけるマッチング機能の強化

※ 現行法では、「民間雇用仲介事業」は積極的に活用していくという位置づけ（民間職業仲介事業については、国際標準であるILO181号条約を批准し、これに従い対策を進めている）

民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）（抄）

※日本は1999年7月28日に批准

前文　国際労働機関の総会は、（中略）**労働市場が柔軟に機能することの重要性を認識し**、1994年のその第81回会期において、同条約（注　1949年の有料職業紹介所条約）が採択された時に一般的であった状況と比較して、**民間職業仲介事業所の運営を取り巻く環境が大きく異なっていることを考慮し**、**適切に機能する労働市場において民間職業仲介事業所が果たし得る役割を認識し**、労働者を不当な取扱いから保護することの必要性を想起し、労使関係制度を適切に機能させるために必要な要素として結社の自由の権利を保障すること並びに団体交渉及び社会的対話を促進することの必要性を認識し、（中略）次の条約を1997年6月19日に採択する。

第２条第３項　この条約の目的は、その規定の枠組みの中において、**民間職業仲介事業所の運営を認め及びそのサービスを利用する労働者を保護することにある**。

第１３条第１項　加盟国は、国内法及び国内慣行に従い並びに最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、**公共職業安定組織と民間職業仲介事業所との間の協力を促進**するための条件を策定し、確立させ及び定期的に検討する。

○　1949年に採択された有料職業紹介所条約（改正）（第96号）は、営利目的の有料職業紹介事業から生ずる弊害を除去することを目的とし、批准国に有料職業紹介所の漸進的廃止又は条約に定める規制を行うことを求めるものであった。

○　第96号条約の採択後、産業構造の変化等により労働市場を取り巻く環境が大きく変化し、有料職業紹介所をはじめとする民間職業仲介事業所の労働市場における役割が拡大してきたことを受け、民間職業仲介事業所の運営を認めるとともに、そのサービスを利用する労働者を保護するために必要な枠組みについて定めた第181号条約が1997年にILO総会において採択された。

職業紹介事業者間の業務提携

職業紹介事業者間の業務提携とは、職業紹介事業者が自ら受理した求人又は求職を、あらかじめ特定された他の職業紹介事業者に提供し、当該他の職業紹介事業者が当該求人又は求職についてあっせんを行うことをいう。

＜業務連携の一形態＞　※本形態に限られるものではない。

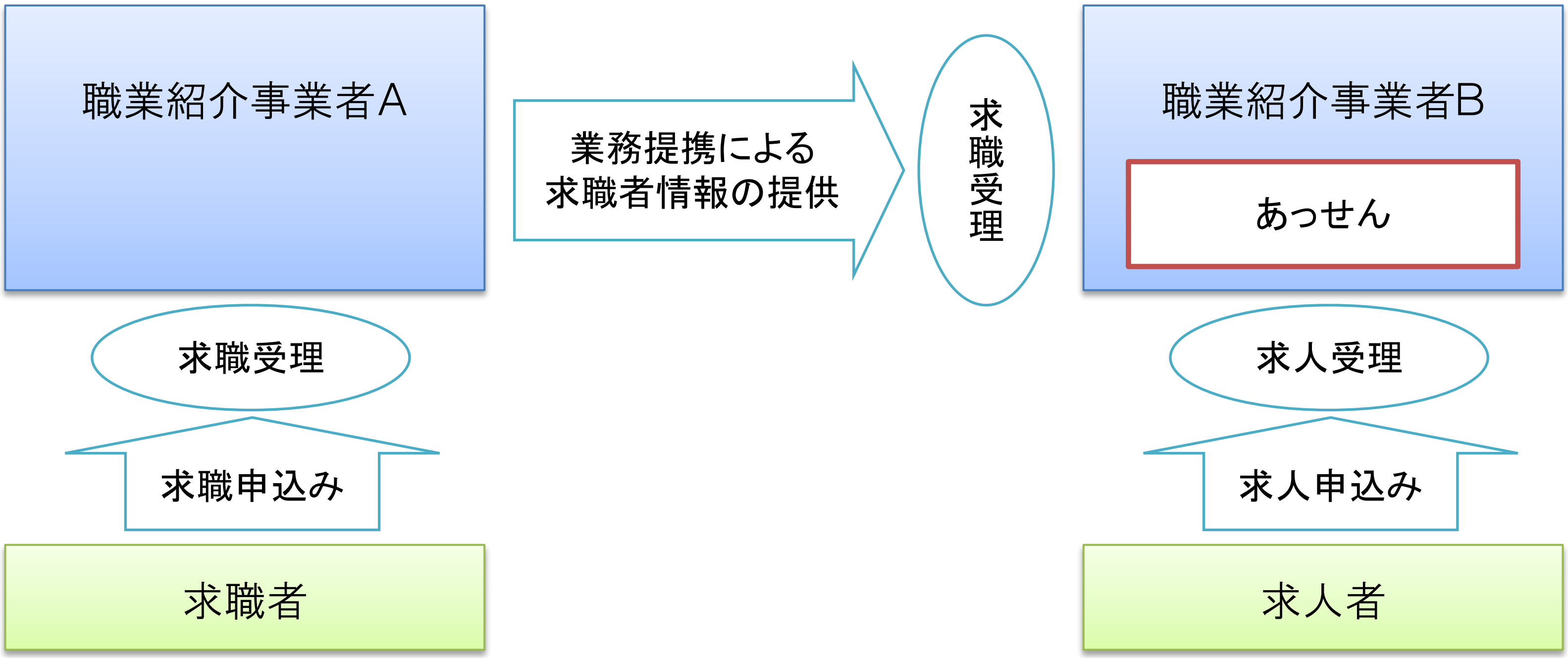

・求職者又は求人者の情報を他の職業紹介事業者に提供する場合には、求職者又は求人者の同意が必要。
・紹介手数料については、あっせんを行う職業紹介事業者Bが受領することが出来る。
（受領した紹介手数料を職業紹介事業者間で事後的に配分することは可能）
・労働条件等の明示の義務は、あっせんを行う職業紹介事業者Bが負う。
・求職者の個人情報の取扱いに係る義務は、求職者の個人情報を扱う全ての職業紹介事業者が負う。

現行の需給調整システムの全体像

需給調整システム		主な規制と根拠法	
労働者の募集	直接募集		職業安定法
	文書募集		職業安定法
	委託募集	委託者の規制	職業安定法
職業紹介事業	公共職業安定所		職業安定法
	有料職業紹介事業	許可	職業安定法
	無料職業紹介事業	許可・届出	職業安定法
労働者供給事業		原則禁止	職業安定法
労働者派遣事業	特定労働者派遣事業	届出	労働者派遣法
	一般労働者派遣事業	許可	労働者派遣法
募集情報提供事業		規制なし	